

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：輸出貿易管理令の一部を改正する政令

規制の名称：不法輸入された特定有害廃棄物等貨物の仮陸揚げ行為の特例に関する輸出規制の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

評価実施時期：令和5年2月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

我が国が締結した条約その他の国際約束により輸出管理が求められる貨物の輸出については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づき経済産業大臣の承認を受けることを必要としており、条約で定められている輸出規制を実施することにより、我が国経済の健全な発展に寄与することを目的としている。有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成5年条約第7号。以下「バーゼル条約」という。）の国内担保法である特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法第108号。以下「バーゼル法」という。）に基づき、特定有害廃棄物等の輸出や仮陸揚げ状態の当該貨物を輸出する場合には、外為法の経済産業大臣の承認を要することとしている。

近年、再生資源の国際取引の増大に伴い、規制開始当初にはあまり想定されなかった、意図せず特定有害廃棄物等が混入した貨物が輸入される事例が発生していることを受け、平成29年に、バーゼル法における規制の在り方等について、産業構造審議会・中央環境審議会下位の専門WG等による合同会議（以下「合同WG」という。（※））の議論も踏まえ、バーゼル条約の適切な履行及び輸出手続簡素化の観点から、輸出規制について見直すこととした。

具体的には、不法に輸入された仮陸揚げ状態の特定有害廃棄物等について、バーゼル条約第8条（再輸入の義務）及び第9条2（不法取引）に基づき、輸出の承認を経ずに輸出国側へ返還できるようにするため、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第4条第2項第1号の仮陸揚げ貨物である特定有害廃棄物等の一部について特例対象（承認不要）とする改正を行った。

平成29年9月の事前評価時からその後現在に至るまで、規制の事前評価時に想定していなかった影響は発現していない。

※中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会及び産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループによる合同会議

② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

本措置は、国際条約との制度調和の観点から規制緩和を行ったものであり、仮に当該規制緩和措置を行わなかった場合、責のない輸入企業における承認申請手続等の作業コスト増加や当該貨物の保管のための費用負担が発生するとともに、不法に輸入された特定有害廃棄物等の国内処理が増加して環境保全の妨げとなっていた可能性がある。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は認められなかったため、その影響等もなく、当該規制緩和の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

【規制の緩和・廃止】

[事前評価時の測定目標]

当該規制緩和による遵守費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。

[遵守費用]

当該規制緩和による遵守費用は発生していない。

[費用推計との比較]

費用推計とのかい離は生じていない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

【規制の緩和・廃止】

当該規制の緩和は、バーゼル条約の国内担保法であるバーゼル法に基づき、不法に輸入された仮陸揚げ状態の特定有害廃棄物等を輸出する場合の輸出承認手続を不要とするものであり、当該費用の発生はない。また、企業等の周知業務に要する費用については、外為法の通常の執行において運用しているホームページ等での周知を行ったことにより、追加的な費用は生じていない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

【規制の緩和・廃止】

[事前評価において期待された効果]

合同WGの議論を踏まえ、バーゼル条約の適切な履行及び輸出手続簡素化の観点から輸出規制の見直しを行ったところ。不法に輸入された仮陸揚げ状態の特定有害廃棄物等について、速やかに輸出国への返還を可能とすること。

[効果予測との比較]

効果予測とのかい離は生じていない。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

【規制の緩和・廃止】

不法輸入に係る輸出国側への返還件数は把握が困難であり、また、企業等及び行政機関におよぶ費用・便益等については、定量的な分析が困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

【規制の緩和・廃止】

本件は、合同WGの議論を踏まえ、バーゼル条約の適切な履行及び輸出手続簡素化の観点から輸出規制の見直し（規制の緩和）を行ったものであり、副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制緩和に伴う新たな遵守費用は発生していない。副次的な影響及び波及的な影響や事前評価時の測定指標に意図していなかった負の影響も生じていない。また、行政機関における輸出国側への通報事務等が発生するところ、当該費用は限定的なものと考えられる。一方、便益については、定量的なコストを把握することは困難であるが、承認申請手続きに係る作業コスト削減、不法に輸入された特定有害廃棄物等の日本での処理の減少や環境保全につながり、国際的な制度調和により我が国経済の健全な発展に寄与することが引き続き期待されるため、当該規制緩和を継続することが妥当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

不法輸入された特定有害廃棄物等貨物の仮陸揚げ行為の特例に関する輸出規制の見直しに係る事前評価書

1. 政策の名称

不法輸入された特定有害廃棄物等貨物の仮陸揚げ行為の特例に関する輸出規制の見直し

2. 担当部局

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 鈴木 啓之
電話番号：03-3501-0538 e-mail：bouekikanri-pb@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成29年9月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

我が国が締結した条約その他の国際約束により輸出管理が求められる貨物の輸出については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づき経済産業大臣の承認を受けることを必要としており、条約で求められている輸出規制を実施することにより、我が国経済の健全な発展に寄与することを目的としている。有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に関するバーゼル条約（平成5年条約第7号。以下「バーゼル条約」という。）の国内担保法である特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法第108号。以下「バーゼル法」という。）に基づき、特定有害廃棄物等の輸出や仮陸揚げ状態の当該貨物を輸出する場合には、外為法の経済産業大臣の承認を要することとしている。

(2) 規制見直しの内容

不正に輸入された仮陸揚げ状態の特定有害廃棄物等について、バーゼル条約第8条（再輸入の義務）及び第9条2（不法取引）に基づき、輸出の承認を経ずに輸出国側へ返還できるようにするため、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第4条第2項第1号の仮陸揚げ貨物である特定有害廃棄物等の一部について特例対象（承認不要）とする改正を行う。

(3) 規制見直しの必要性

近年、再生資源の国際取引の増大に伴い、規制開始当初にはあまり想定されなかった、意図せず特定有害廃棄物等が混入した貨物が輸入される事例が発生して

いることを受け、今般、バーゼル法における規制の在り方等について、産業構造審議会・中央環境審議会下位の専門WG等による合同会議（以下「合同WG」という。（※））の議論も踏まえ、バーゼル条約の適切な履行及び輸出手続簡素化の観点から、輸出規制について見直すこととした。

※中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会及び産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループによる合同会議

（４）法令の名称・関連条項とその内容

輸出令第２条第１項に基づき、規制対象貨物の輸出に当たっては、経済産業大臣の承認を要することを規定している。具体的な規制対象貨物は輸出令別表第２に規定している。また、経済産業大臣による承認を要しない特例は輸出令第４条第２項に規定している。

- 外為法第４８条第３項
- 輸出令第２条第１項、第４条第２項
- 輸出令別表第２

（５）影響を受け得る関係者

以下の３者が、本改正によって影響を受けると想定される。

- 企業等
- 国民（消費者・一般事業者）
- 行政機関（輸出規制の審査・検査業務等を行う部局等）

5. 想定される代替案

今回の措置は、国際条約との制度調和の観点から規制緩和を行うものであり、従来の規制手法等の枠組みそのものには及んでいない。そのため、代替案は検討しない。

6. 規制見直しの費用・便益

本改正案の実施により、関係者に如何なる影響（費用、便益）が及ぶかについての具体的な比較は以下のとおり。

	費用	便益
企業等（※１）	<ul style="list-style-type: none"> ● 責のない輸入者が仮陸揚げ貨物を保税地域において保管する倉庫代や国内で処理する費用の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ● 承認申請手続に係る作業コストの軽減 ● 行政機関とのやりとりの事務コスト削減
国民（消費者・一般事業者）（※２）	<ul style="list-style-type: none"> ● 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不法に輸入された特定有害廃棄物等を日本で処理することが減り、環境保全につながる。
行政機関（輸出規	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出国側への通報事務コスト増 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際的な制度調和により、我が国経済の健全な発展に

制の審査・検査業務等を行う部局等) <small>(※1・2)</small>		寄与する。 ● 速やかな返還により、長期間保税地域に置かれる場合の貨物確認の事務コスト削減
--------------------------------------------	--	--------------------------------------------------

※1：企業等に及ぶ費用・便益については、国内のどの程度の企業等に承認申請手続に係る作業コストが発生するかの把握が困難である点や、対応方針の決定に関するコストの増減は企業ごとの個別判断に依存する点等から、定量的な分析が困難。同様に、行政機関に及ぶ費用・便益についても左記に依存するため、定量的な分析が困難。

※2：国民や行政機関に及ぶ便益については、その性質上定量的な分析は困難。

7. 政策評価の結果

上記分析のとおり、今般の措置は、輸出規制品目に係る特例の導入の規制緩和措置となっており、輸入者等コストの軽減等や国民社会にとって外国貿易及び国民経済の健全な発展に資するという利益があり、更に行政機関（輸出規制の審査業務等を行う部局等）にとっても審査業務等が不要となるという便益がある。一方、行政機関については、輸出国側への通報事務等が発生するが、その費用は限定的なものと考えられる。これらを踏まえ、本改正案を導入することは妥当であるといえる。

8. 有識者の見解その他の関連事項

バーゼル法における規制の在り方等について、合同WGにおいて、バーゼル条約及びバーゼル法に反して本邦に到着した特定有害廃棄物等を送付元へ返還する場合には外為法の輸出承認を不要とすべき旨の報告書が取りまとめられた。

9. レビューを行う時期又は条件

バーゼル法の見直しに併せて対応していく予定である。（5年以内を目途）